

役員等の報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、本会の業務に執務する役員等に支給する報酬並びに費用弁償（以下「報酬等」という。）の支給基準について、必要な事項を定めるものとする。ただし、常勤者は除く。

(役員等の定義)

第2条 役員等の定義は次のとおりとする。

- (1) 評議員
- (2) 理事
- (3) 監事
- (4) 評議員選任・解任委員
- (5) 第三者委員
- (6) その他、本会の業務遂行のために会議等に出席を依頼した者

(報酬等の支給)

第3条 報酬等の支給は、本会が主催する会議もしくは研修に出席した時に、その勤務実態に応じて支給する。

- 2 在勤地外における会議もしくは研修については、費用弁償として旅費相当額を支給する。

(報酬の種類及び支給基準)

第4条 報酬は、拘束時間に応じて次のとおりとする。

区 分	5時間を超える場合	5時間未満の場合
評議員	20,000円	10,000円
理事	20,000円	10,000円
監事	20,000円	10,000円
評議員選任・解任委員	15,000円	7,500円
第三者委員	10,000円	5,000円
第2条第6号該当者	10,000円	5,000円

(細則)

第5条 その他、実施に関し必要な事項は理事長の定めるところによる。

附 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。